

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

本プロポーザルは令和3年度契約の準備行為である。契約の締結は本業務における予算が区議会で議決が得られ、配当されることを条件とする。

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和3年1月20日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区自治体DXの推進に向けた共通基盤システムの現状調査及び評価等業務委託

(2) 業務内容

国からのデジタル・ガバメント実行計画や規制改革実施計画、自治体DX推進計画といった方針の提示、自治体の業務システムの統一に向けた標準仕様の策定とシステム移行、デジタル庁の創設など、国主導のDX推進が加速している。このような状況において、世田谷区（以下、区という。）では、サイバーセキュリティを確保しつつ、デジタル変革を加速させることにより、区民目線に立った公共サービス提供の再構築などを目的として、世田谷区自治体DXを推進する。

DX推進に向けた区の戦略策定やそれを支える共通基盤システムの見直し・改善に向けて、以下の業務を実施すること。

- ① 現行の共通基盤システムの調査および評価
- ② 共通基盤システムの品質向上に向けた提案
- ③ 将来の共通基盤システムの姿に関する検討支援
- ④ 国や他自治体のDX推進に関する動向調査及び事業計画の策定支援

(3) 履行期間

令和3年4月上旬頃から令和4年3月31日まで

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (3) 区の競争入札参加資格を有すること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。

なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書

②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

④財務諸表（過去2年間）

(4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 提案全体を通しての説得力、わかりやすさ（資料編集・提示能力の高さ）

(2) 各業務における実施手法の具体性、的確性、スケジュールの妥当性、区の負荷軽減に向けたアイデア等

(3) 本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性

(4) 事業者及び業務責任者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等

(5) 見積金額の妥当性

5 手続等

(1) 担当課

〒154-0016

東京都世田谷区弦巻二丁目23番1号

世田谷区ICT推進課（世田谷区事務センター1階事務室）

電話：03-3439-1511 ファクシミリ：03-3439-2541

(2) 説明書（実施要領、提案要求仕様書）の交付期間、場所及び方法

① 期 間 令和3年1月20日（水）から2月1日（月）まで
（土日祝日を除く。午前9～午後5時まで）

② 場 所 5（1）に同じ。

③ 方 法 来庁又は電話問合せに対して、希望者に無償配布する。

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

① 期 限 令和3年2月1日（月）午後5時まで（必着）

② 申込先 5（1）に同じ。

③ 方 法 別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名及び地方公共団体への導入実績等を明記のうえ、持参または電子メールにより提出すること。（郵送不可）

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

- ① 期 限 令和3年2月26日（金）午後5時まで（必着）
- ② 場 所 5（1）に同じ。
- ③ 方 法 持参に限る。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ
- (6) 費用負担
参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる業者の費用については、区では一切負担しない。
- (7) 提出物の取り扱い
本選定の過程において業者から提出された資料等については返却しない。
- (8) 透明性、公平性の確保
透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (9) 契約
事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。
- (10) 詳細は説明書による。